

## 農山漁村再エネ法施行 5 年を振り返って

### Looking back on 5 years after enforcement of the Act on the Promotion of Renewable Energy in Rural Areas

川中 正光  
Kawanaka Masamitsu

#### **1. はじめに**

平成26年5月に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（以下「農山漁村再エネ法」という。）が施行され5年が経過した。この法律の附則では、「政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、これまでの5年間の取組状況の検証とともに、再生可能エネルギー電気（以下「再エネ電気」という。）を巡る情勢の変化等を勘案し、国が定めることとなっている基本方針の見直しを進めている（本稿執筆時点：平成31年4月）。

本稿では、執筆段階における、農山漁村再エネ法の取組状況と課題、新たな基本方針の概要等について述べる。

#### **2. 農山漁村再エネ法の理念と枠組み**

農山漁村再エネ法の基本理念として、「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならないこと」と「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならないこと」を謳っている。

基本理念の実現のため、国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ電気の発電設備のあるべき姿を基本方針として示し、この方針に基づいて再エネ電気の発電設備を整備する場合、市町村は基本計画を作成するため、市町村が主導して、設備整備予定者や農林漁業者、地域住民等が一同に参画する協議会を設置することができる。

市町村に設置された協議会では、発電設備の導入により地域が活性化すること、農林漁業の健全な発展に資する取組が行われること、発電設備の立地に際し農林漁業との土地利用の調整が適正に行われること等の具体を示し合意形成を行うことが求められ、市町村はこの合意に従うとともに、その他法律の規定による計画等との整合性も踏まえたうえで基本計画を作成し、公表する。設備整備者は市町村の基本計画に沿った内容となるよう、設備整備計画を作成し、市町村の認定を得た上で設備を整備し、地域とのコミュニケーションを取りながら発電事業を継続していくこととなる。

#### **3. これまでの取組の成果と再エネ電気を巡る現状**

現行の国の基本方針では、「平成30年度において、法の措置の活用等により再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区が全国100地区以上、当該取組を行うための検討に着手している地区が全国200地区以上存在していること」を目標に掲げている。本稿執筆時点では平成30年度末の地区数は確定できていないが、概ね達成出来る見込みである。

具体的な取組として、売電収益により発電設備周辺農地の簡易な整備を行うことにより農業生産向上に資するもの、地域の農産物を使った加工品の新規開発や販路の拡大を図るもの、バイオマス発電におい

ては、地元森林組合等から燃料として間伐材等を調達し直接的な経済効果を生み出す取組や、発電の際の排熱を園芸ハウスの加温に活用して収量・品質の向上・安定や経費節減を図るものなど、地域性や電源種、設備規模に応じた特色ある取組が展開されてきた。

一方で、再エネ電気の発電設備の多くは農山漁村に立地したものの、事業主体が首都圏の大手資本や外資によるものが大半で、設備整備時の地元企業の受注や、用地の賃貸料、設備の固定資産税収入等による地元への経済波及効果は概して限定的で、積極的に地域に貢献していく事業形態はごく一部にとどまっている。近年では山林や急傾斜地を造成して設置したメガソーラや大型風力発電設備が環境破壊や景観を損なったり、災害発生を誘発するなどの問題も散見され、計画段階から地元住民との軋轢を生む事例がみられる。

また、木質バイオマス発電においてはコスト構造の7～8割程度が燃料調達費であると言われているが、実態として施設規模に見合った国内材の調達が困難であったり、燃料の内外価格差等から輸入チップ・ペレット、PKS (Palm Kernel Shell=パーム椰子殻) 等輸入材の調達が増加しており、地域材を使わない発電設備が見られる。

農山漁村再エネ法の取組は、事実上、再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT制度) による安定した発電事業を前提とした枠組みであるが、世界的に見ても日本のFIT価格は割高であり、国民負担の増大も課題となっている。FIT制度は再エネ電気の普及や技術革新に伴いコスト面で将来自立可能であることを前提とした導入初期段階の補助輪的制度であることから、FIT価格は漸減しており、今後はコスト競争や顧客獲得競争にさらされることとなり、地域への利益誘導のあり方や固定価格買取期間終了後の発電事業の継続も大きな課題と考えられる。

技術的な課題としては、再エネ電気の急速な普及拡大に伴い、系統連系線の空容量不足や九州では電力供給が需要を上回り、出力制御が度々実施された。昨年の北海道胆振東部地震で生じたブラックアウトでは、道東の酪農地帯に点在するバイオガス発電設備の送電がストップし、牧場内に発電設備があるにもかかわらず搾乳ができず、多くの乳牛が死亡するという被害をもたらす事態を生じていた。

新しい動きとしては、農地の上部空間を利用し営農と発電を両立させる営農型太陽光発電の普及拡大があげられる。政府では「農地の有効活用及び農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電を促進する。」(未来投資戦略2018)として農業施策として取り組む方針を明確にしている。

#### **4. 新しい基本方針**

見直しを進めている基本方針の概要を以下に述べる。

農山漁村再エネ法の施行後にパリ協定が発効するなど、脱炭素社会やSDGsへの対応等に対して再生エネ電気の貢献が期待されていることから、消費者に訴求する再生エネ電気の価値の見える化の促進や再生エネ電気の発電設備を用いた分散型エネルギーシステムの構築、法令に合致した発電設備の耐久性、健全性の確保等自然災害の増加とこれに伴う大規模停電への対応を明記することとしている。

また、系統制約の克服のため、既存系統の最大限活用やネットワークコスト改革による系統増強の必要性を明確化し、農山漁村版のエネルギーマネジメントシステム (VEMS) や地域新電力等による再生エネ電力の活用を図るための地産地消モデルを普及・強化することとしている。

さらには、優良な取組の拡大を図るためには市町村が強力に主導し基本計画を策定し、優良な取組を誘導する必要があるため、モデル事例のノウハウの共有化や横展開等、国のサポートを強化するとともに、他計画との調和や整合性を確保する観点から基本計画を条例化することを推奨することとしている。

なお、バイオマス発電における排熱の利用促進や、営農と発電が持続的に両立し地域の活性化にもつなげる営農型太陽光発電の目指す方向性を示すなど取組促進を明確化することとしている。